

令和6年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務

2 業務目的

全国的な少子高齢化及び人口減少が進展するなか、兵庫県では、人口減少下においても地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創生戦略」を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課題解決に向けて、様々な施策を実施している。

都市に近接する豊かな自然、地域に根付いている多彩な産業、歴史文化、五国の気候や風土が育む多様な食といった、他の地域にはない兵庫のポテンシャルを最大限に活かした取組を行い、兵庫で働きたい、ふるさとで子どもを育てたい、自然に囲まれ暮らしたいという夢や希望がかない、自分らしく活躍できる地域づくりを目指している。

本事業では、本県を取り巻く現状や目指すべき姿、地域創生に係る取組内容等を分かりやすくまとめたタブロイドの制作及び地域の課題解決に取り組む移住者同士のつながりを深め、地域の活性化や移住にかかる課題やニーズの把握、地域創生に向けた企画提案を行うための「ひょうご地域創生フェス（仮称）」の開催及びWEBコンテンツ等の各種広報媒体を複合的に活用し地域創生にかかる広報を実施する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

4 事業費

金13,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の概要

(1) 広報戦略とそれに基づく広報手法

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、タブロイドとフェスの連動など他に効果的な広報手法がある場合は、効果や具体的な内容について提案すること。

(2) タブロイドの企画・制作・発送

本県を取り巻く現状や目指すべき姿、兵庫県地域創生戦略に係る取組内容等を分かりやすくまとめたタブロイドを企画・制作し、発送すること。

① 規格等

- ア サイズ : タブロイド判
- イ ページ数 : 8ページ程度
- ウ 印刷部数 : 2万部

② 掲載内容

- ア 11/2開催の「ひょうご地域創生フェス（仮称）」の模様を掲載
- イ 本県における地域創生戦略の取組の紹介（次期地域創生戦略の方針も含む。）
- ウ 上記取組を効果的に伝えるための企画・特集
（関連施策、兵庫の未来像 など）
- エ 本県が現在取り組んでいる施策の紹介・特集
（兵庫県公式地域創生Instagram「love_hyogo」、移住支援、ひょうごワールドパビリオン など）
- オ 11/3開催の「丹波未来フェス」を取材し、掲載すること

③ 発送

県から提供する送付先リストにタブロイド紙、説明資料（A4）1枚を送付する。※参考：昨年実績446ヶ所（県内）

④ 納品

- ア 納品物：タブロイド紙2万部の内、発送した残り
再編集可能な成果物の電子データ（DVD-R等）1部
- イ 納品場所：兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課または西館2階企画部倉庫

⑤ その他

- ア 兵庫県地域創生戦略の要点をまとめ、本県の推進する地域創生の取組や目指すべき姿を視覚化して、分かりやすく伝えること。
- イ 単なる事業の説明ではなく、興味・関心をひく紙面企画・デザインを行い、見た人が読みたくなるようなタブロイドを制作すること。
- ウ イラストや写真等を用いて分かりやすく、オリジナリティのある内容とすること。
- エ 提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- オ 取材写真撮影・イラスト制作にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- カ 制作するタブロイドへの広告掲載は認めない。

※参考情報

- ・兵庫県地域創生戦略(2020～2024)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2020sennryaku.html>
- ・ひょうごビジョン2050
<https://hyogo-vision.com/about/>
- ・これまでの「ひょうご地域創生通信」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/tiikisouseituusinn.html>

(3) 「ひょうご地域創生フェス（仮称）」の企画、運営

地域の課題解決に取り組む移住者同士のつながりを深め、地域の活性化や移住にかかる課題やニーズの把握、地域創生に向けた企画提案を行うための「ひょうご地域創生フェス（仮称）」の企画、運営を行う。

① 当日まで～当日の準備、調整、運営

- ア 当日参加者との連絡、調整、旅費の支払
- イ ファシリテーターやゲスト等との調整および謝金、旅費の支払
- ウ 当日までに打ち合わせを4回程度行うこと。
打ち合わせの内容は、参加者等関係者に共有すること。
- エ 当日運営スタッフの手配、調整
- オ イベント会場の設営、調整、支払
- カ 当日の運営
- キ 公共交通機関利用者の最寄り駅までの送迎手配

② 当日の取材（インタビュー）、撮影および編集

- ア 地域創生通信に掲載用の取材及び撮影を行う
- イ 移住メディアサイト「兵庫で暮らせば…」に掲載する動画撮影及び編集を行う

③ 移住メディアサイト「兵庫で暮らせば…」での掲載用に動画を制作すること

- ア 掲載用のYouTubeチャンネルは「兵庫で暮らせば…」のチャンネルを使用することとし、限定公開にすること。
- イ ピクセルサイズは横1,920px×縦1,080pxにすること。
- ウ サムネイルのピクセルサイズは横1,200px×縦900pxにすること。

④ 概要（確定事項）

開催日時	令和6年11月2日（土）11：00～16：00
開催場所	農家民宿「村の宿」（丹波市山南町南中115-6） 最寄り駅：JR谷川駅（JR福知山線・加古川線）
ゲスト	県内移住者20名程度（永田准教授より提供あり） 永田 夏来 氏（兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授） 阿部 真大 氏（甲南大学文学部教授） 轡田 竜蔵 氏（同志社大学社会学部准教授） 松村 淳 氏（神戸学院人文学部講師） 丸毛 幸太郎 氏（ファシリテーター）
ファシリテーター	横田 親 氏（元丹波市議会議員）
開催内容	① 講話（30分） ② ワールドカフェ（90分） ③ ワークショップ（180分）
事前打ち合わせ	zoomで開催（計4回程度） 1回あたり5名が自己PR（10分程度×5名）、意見交換 フェス開催の参加者は計4回のうち、1回は参加し、自己PRを行う。 内容共有のため録画し、URLを参加者全員に送付する。
その他	ワークショップでの協議内容をより深めるための追加提案を行うこと。

⑤ 丹波未来フェスでの取材

「丹波未来フェス」の詳細は未定のため、分かり次第、県より情報提供する。

- ア 11/3開催の「丹波未来フェス」での模様を取材すること。
- イ 「ひょうご地域創生フェス」参加者を中心に取材すること。
- ウ 取材内容は「地域創生通信vol.10」に掲載すること。

⑥ その他

- ア 公共交通機関を利用した参加者には会場最寄り駅までの送迎を行うこと。
- イ アの送迎用小型バス等を手配すること。

(4) SNS広告の実施

SNS広告等を活用し、広報を展開すること。

① 地域創生通信に関する広報

- ア ひょうご地域創生フェスに関する広報を実施すること。
- イ 5(3)の③に記載の「兵庫で暮らせば…」に投稿する動画を制作すること。
- ウ 兵庫県公式地域創生Instagram「love_hyogo」に投稿可能な規格の動画を制作すること。
- エ SNS媒体を用いた広報を実施すること。
- オ 具体的な媒体や配信内容、時期等については、委託者と協議すること。

② 兵庫県公式地域創生Instagram「love_hyogo」の広告配信の実施

兵庫県公式地域創生Instagram「love_hyogo」フォロワー数獲得のための広告配信を実施すること。

- ア フィード、ストーリーズにそれぞれ静止画、動画(スライド)の2種を制作すること。
- イ 使用する画像は「love_hyogo」で投稿されたものの中から選ぶこと。
- ウ 配信エリアは全国とすること。
- エ 配信回数、期間は委託者と協議して決定すること(最低1回、1ヶ月間実施)。

③ ①～②共通事項

- ア 「わかりやすさ」、「興味・関心を引くデザイン」等について留意し、創意工夫を行うこと。
- イ 特に、ふるさと意識の醸成や本県の魅力発信が可能な広報内容となるよう留意すること。
- ウ 提案内容、スケジュール、評価指標等について、可能な限り詳細に記載すること。
- エ 業務に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意すること。また、取材、写真撮影、イラスト制作、イベント対応等にかかる費用は、本事業に含めること。
- オ 映像等の納品可能な広報物を制作する場合は、再編集可能な電子データと合わせて、原本(DVD-R等)を納品すること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。